

その他の電子提供措置 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための
体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
計算書類に係る会計監査報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

ANAホールディングス株式会社

業務の適正を確保するための体制

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 2025年5月22日）

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「ANAグループ・コンプライアンス規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役および常勤監査役で構成される「グループE S G経営推進会議」を設置し、コンプライアンスに関する施策の進捗のモニタリングを行っている。ANAグループの役職員の行動準則となる「社会への責任ガイドライン」を制定し、全役職員が閲覧できる環境を整備する。
- ・ANAグループにおけるコンプライアンスに関する相談・通報窓口である「コンプライアンス・ホットライン（ANAアラート）」およびグループ内部監査を実施する「グループ監査部」を設置し、コンプライアンス組織体制を整備する。
- ・当社および子会社におけるE S G活動の責任者として「E S Gプロモーションオフィサー」、E S G活動の推進者として「E S Gプロモーションリーダー」を配置して、コンプライアンスに関する役職員への啓発活動を実施するとともに、グループ内イントラネット上に専用ホームページを開設する等コンプライアンス意識の浸透を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会をはじめとする重要な意思決定または取締役に対する報告等、その職務に係る情報については、記録媒体方式の如何を問わず、法令および文書の作成・整理・保管および廃棄に関する「文書管理規程」に則り管理を行い、取締役・使用人が検索・閲覧可能な状態で保管する。
- ・監査役は、業務執行に関する重要な文書の回覧を受けるとともに、適時閲覧できることとする。
- ・文書の保存・管理状況については「グループ監査部」が内部監査を行い、実効性を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ANAグループにおけるトータルリスクマネジメントに関する基本事項を規定した「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役および常勤監査役で構成される「グループE S G経営推進会議」を設置し、トータルリスクマネジメントに関する施策の進捗のモニタリングを行っている。
- ・ANAグループにおけるリスクマネジメント推進の運営上の最高責任者は「チーフE S Gプロモーションオフィサー」とし、当社および子会社におけるE S G活動の責任者として「E S Gプロモーションオフィサー」、E S G活動の推進者として「E S Gプロモーションリーダー」を配置して、リスク管理活動を推進する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・グループ経営理念を制定し、ANAグループの存在意義・役割を明確にするとともに、グループ経営ビジョンによって将来のグループとしての到達目標を共有する。

- ・グループ経営ビジョンの達成に向けて、グループ経営戦略等を策定し、これに基づいて役職員個々人の業績目標を設定する制度を導入する。これにより達成すべき目標を明確化するとともに、目標の連鎖を図ることとする。また、それぞれの計画・目標は定期的にレビューを行うことで、より適正かつ効率的な業務執行を行う。
- ・役割分担・業務執行権限と責任・指揮命令系統等を「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に規定し、役職員の権限や裁量の範囲を明確化する。
- ・執行役員制度を採用することにより意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行上の重要な案件については、「グループ経営戦略会議」において、合議制に基づく意思決定を行う。

⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の業務の遂行状況を「グループ経営戦略会議」の報告事項とする。また子会社の監査役による監査状況を「グループ監査役連絡会」の報告事項とする。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」に基づく、グループを包含したリスク管理・危機管理体制の構築を通じて、グループ経営の安定性・効率性を高める。
 - ii リスク管理・危機管理体制の状況については「グループE S G経営推進会議」の報告事項とし、進捗管理を行う。
 - iii 子会社におけるE S G活動の推進者である「E S Gプロモーションリーダー」を対象として「E S Gプロモーションリーダー会議」を定期的を実施し、リスク管理、危機管理における情報共有・教育を行う。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i グループ経営理念に基づき、子会社のマネジメントに関する基本原則として「グループ・コーポレート・ガバナンス・ルール」を定める。
 - ii 「グループ・コーポレート・ガバナンス・ルール」に基づき、各グループ会社と「グループ・マネジメント・ルール」を締結し、各社の業績目標達成のために必要な経営管理を行う。
- ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i 「ANAグループ・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの教育・啓発を推進する。
 - ii グループ内部監査を実施する「グループ監査部」を設置し、当社および各グループ会社の業務監査・会計監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・取締役は、監査役の求めに応じて監査役の職務を補佐する専任の組織として「監査役室」を設置し、必要な人員を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役室の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事関係について取締役は、監査役と協議して行う。

⑧ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- i 取締役および使用人は、監査役に対して、取締役会・「グループ経営戦略会議」等の社内の重要な会議を通じて、コンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに職務執行状況等を報告する。
 - ii 使用人は、「稟議規程」に基づく社内稟議の回覧を通じて、監査役に対して業務執行に関わる報告を行う。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- i 子会社における重要な事象については「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」に基づき当社への報告を義務付け、報告された内容については当社が監査役に報告する。
 - ii 常勤監査役と子会社各社の監査役は、「グループ監査役連絡会」を定期的に開催し、監査状況について報告および情報交換を行う。
 - iii 「グループ監査部」および会計監査人は、適宜、監査役に対して、子会社の監査状況についての報告および情報交換を行う。
 - iv 子会社の使用人等から「コンプライアンス・ホットライン（ANAアラート）」に相談・通報された内容を取りまとめ、重要項目については「グループESG経営推進会議」および監査役に報告を行う。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 「ANAグループ・内部通報取扱規則」において、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に対して不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 取締役は、監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を開催するとともに、監査役は取締役会・「グループ経営戦略会議」等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
- ・ 取締役は、監査役と「グループ監査部」が連携を進め、より効率的な監査の実施が可能な体制の構築に協力する。

業務の適正を確保するための体制の 運用状況の概要

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、監査役設置会社の形態を採用しており、取締役会と監査役により、取締役の職務執行の監督および監査を行っております。取締役および監査役の選任においては社外取締役、常勤の社外監査役を選任し、監督機能の強化を図っております。

厳しい経営環境の下では、競争力を十分に発揮できる経営体制が不可欠であることから持株会社制を採用しており、子会社である各グループ会社には経験豊かで高い専門性を有する人材を取締役等として配置し、事業会社運営についての権限を委譲することで、機能的で効果的な業務執行を行っております。

持株会社である当社の取締役会では、グループ全体の経営方針と目標を定めるとともに、各グループ会社における業務執行を監督する役割を担っております。取締役会は、取締役会長が議長を務め、社外取締役を含む取締役全員に加え社外監査役を含む監査役全員が参加し、当期においては12回開催しております。

取締役会の補完的役割として、法制上の機関とは別に、案件をより迅速かつ詳細に審議するため代表取締役社長が議長を務め、常勤取締役7名および常勤監査役3名、ならびに議長が指名する各グループ会社社長他にて開催する「グループ経営戦略会議」を設置し、当期においては63回開催しております。

また、当社社長総括の下、常勤取締役および常勤監査役で開催し、トータルリスクマネジメントやコンプライアンスに関する施策の進捗のモニタリングを行っている「グループE S G経営推進会議」を4回、当社および各グループ会社におけるE S G活動の推進者となる「E S Gプロモーションリーダー」との会議を2回開催しております。

この他、A N Aグループの役職員の行動準則となる「社会への責任ガイドライン」を制定し、専用ホームページを設けグループ全役職員が閲覧できる環境を整備しております。

② リスクマネジメント

「A N Aグループ・トータルリスクマネジメント規程」を定め、A N Aグループの経営の安定性・効率性を高めることを目的としたリスクマネジメント体制を推進するとともに、グループ全体にまたがる重要テーマについては個別にリスク対策を強化しております。A N Aグループを取り巻く様々な事業リスクに対しては、予防的な観点から、事前の準備や統制を図ることを目的とした「リスク管理」と、実際にリスクが顕在化した場合の「危機管理」の2つの側面からの体制を構築し、運用しております。

予防的観点からの「リスク管理」については、リスクの極小化を目的としたリスクマネジメントサイクル（リスクの洗い出し→分析→評価→対策の検討実施→モニタリング）を構築し、グループ全体を対象に取り組みを行っております。また、リスクが顕在化した場合の「危機管理」においては、「CMM（Crisis Management Manual）」を規定してグループ全体の対応体制を定めております。特に、航空機の運航に直接影響する危機への対応はCMMの下部規程として「E R M（Emergency Response Manual）」を定め、当規程に基づき事故やハイジャックを想定した実践的な演習を2002年より毎年実施しております。当期においても事故模擬演習を2回実施しております。また、大規模災害等への備えとして、「特定の災害にとらわれない」「重要な事業を中断させない」「事前の計画策定・運用・見

直しという継続的改善のプロセスを構築する」ことを目的としたオールハザード型の「ANAグループにおける事業継続のための基本方針」をCMMの下部規程に定め、グループ各社にて基本方針に則した事業継続推進計画（BCP）の設定と具体的対策の検討を進めているほか、近年頻発する地震などの自然災害への対応力強化を目的に、グループ各社のBCP担当者を対象に災害時を想定した災害対策訓練を5回、全グループ役職員を対象とした防災eラーニングを1回実施しています。

「情報セキュリティ」の分野においては、情報セキュリティの推進に係るポリシーを米国国立標準研究所（NIST）が公開するサイバーセキュリティフレームワークや経済産業省が公開するサイバーセキュリティ経営ガイドラインを参考に、「ANAグループ情報セキュリティ管理規程」として定めています。また具体的な運用ルールについては管理細則に定め、グループ全体に適用しております。体制面では、当年度から本格始動したANAグループCSIRT（Computer Security Incident Response Team、セキュリティインシデントが発生した際に対応するチーム）を中心とした対応体制により、セキュリティインシデントに対する対応や、経営層や省庁含むステークホルダーへの報告・連絡の迅速化を図っております。

教育訓練に関しては、従業員全体のセキュリティリテラシー向上に向けて、ハンドブックやeラーニング、メールマガジン、社内向けのチャットやホームページを活用してグループ全体への浸透を図りながら、遵守状況を点検する制度を設け、情報セキュリティ分野における対策をより堅固なものとしております。当期においては、経営層を対象としたセキュリティ演習やANAグループCSIRT自身の能力向上に向けた訓練を開催したほか、社内ホームページでの情報発信・注意喚起を7回、eラーニング1回、4つの事業所に対して情報セキュリティ専門部署によるアセスメントを実施し、各グループ会社の全部署を対象に自己点検を行っております。情報収集面では、継続的にAviation-ISAC（アイザック：information sharing & analysis center）、交通ISACおよび脅威インテリジェンス提供企業からサイバー攻撃の早期警戒情報を含む脅威インテリジェンス入手・活用し、社外で被害が確認されているウイルスへの対策を事前に実施しております。なお、当社の子会社である全日本空輸株式会社は、経済安全保障推進法における特定社会基盤事業に指定されていることから、国土交通省に必要な届け出を行うとともに、今後の官民連携における必要な意見交換も進めております。

システム面においては、主要なシステムにペネトレーションテスト（疑似攻撃を行い、外部からの侵入を試みるテスト）を実施し、Webサイトの強化を図りました。クラウドセキュリティ対策は、システム標準化ガイドラインを作成し、セキュア・バイ・デザイン（企画、設計段階からセキュリティ対策を組み込む）を取り入れ、クラウドシステム開発時にも安全性が担保できる仕組みを導入しました。サプライチェーンに対するセキュリティ管理を強化するため、外部からサプライチェーン企業の客観的な対策評価が可能なツール（Attack Surface Management）を導入し、継続してグループ会社等に対して評価と対応を促す活動を行っております。

個人情報の取り扱いにおいては、社員一人ひとりがお客様の安全・安心を常に念頭に置き、プライバシーの保護に取り組むため、ANAグループにおける「プライバシーガバナンスの基本方針と行動原則」を制定しております。お預かりした個人情報は、この基本方針と行動原則のもと、細心の注意を払い、保護・管理を徹底しております。「ANA経済圏」の拡大に向けて、お客様の個人データを利活用するにあたり、倫理的適切性の観点も踏まえ、プライバシーを保護する体制や仕組みを継続的に強化しております。プライバシーを保護する体制については、ANAグループにおける個人情報保護に関する基本事項を規定した「ANAグループ個人情報保護規程」に基づき構築しております。ANAグループの個人情報保護業務を統括する個人情報保護統轄責任者は、チーフESGプロモーションオフィサーが務め、またグループ各社・各部署の個人情報保護責任者はESGプロモーションオフィサー、個人情報保護推進者はESGプロモーションリーダーが務めております。個人情報保護に関する国内外の法令を遵守す

るため、プライバシーポリシーや社内の関連規程の改定を適宜実施しており、日本の改正個人情報保護法や諸外国（米国、欧州、中国、タイ等）の法改正にも適切に対応しております。社員一人ひとりが、プライバシー保護の重要性や、個人情報の適切な取扱いを理解するための教育や、プライバシーガバナンスの理念・方針を常に意識する文化を醸成するための啓発活動にも努めております。さらに、個人データの利活用を行う際のプライバシーリスクの特定と改善を図るためのプライバシー影響評価や、法令や社内規程の遵守状況を確認するための業務点検や内部監査を実施しております。プライバシーガバナンスに関する社内体制や取り組みは、統合報告書をはじめとした各種報告書およびコーポレートサイト上において公開し、透明性の確保に努めております。

リスクマネジメントに関する上記の各施策の実施状況については、都度「グループE S G経営推進会議」において報告しております。

③ コンプライアンス

事業活動に係る法令その他の規範の遵守を促進するため、「ANAグループ・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制を構築しております。代表取締役社長が総括する「グループE S G経営推進会議」の下、当社および各グループ会社に配置された「E S Gプロモーションリーダー」を牽引役として、ANAグループ全体のコンプライアンス意識強化を図っております。

贈賄防止対策に関しては、各国の贈賄禁止法に対応するために「ANAグループ・贈賄防止規則」を制定し、当該規則に具体的事例を交えて解説した「ANAグループ贈賄防止規則ハンドブック」の配布やeラーニングの実施等、社員の教育に努めております。

また、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を目的として、法務部門と各グループ会社との連絡窓口を明確化し、双方向でコミュニケーションを取りやすい体制を構築・運用するとともに、グループ全社を対象に、航空に係る法令、独占禁止法および労働法を中心とする各種法令に係る教育も継続して実施しております。

内部通報制度に関しては、「ANAグループ・内部通報取扱規則」に基づき、社内および社外（弁護士事務所）に通報窓口を設置し、コンプライアンスに係る情報の把握および課題の解決に努めております。さらに、コンプライアンスに係る情報の把握と課題解決機能の強化を目的として、グループ全社への教育や情報発信を行う他、調査方法や監査役との情報共有体制の整備を行っております。

なお、これらの活動の実施状況については、都度「グループE S G経営推進会議」において報告しております。

④ 内部監査

内部監査については、社長直属の「グループ監査部（組織人員：2025年3月31日現在11名）」において当社および各グループ会社に対する業務監査、会計監査および金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応した評価業務を独立・客観的な立場から実施しております。監査はリスク分析結果に対応して策定した年度計画に基づき実施する「定例監査」と、経営層の意向等に基づき適宜実施する「非定例監査」があり、監査結果は毎月社長へ報告し、重要事項については監査役に対して適宜報告しております。また、半期に1度、取締役会にも監査結果を報告しております。なお、監査を通じて検出された会計・財務等に関わる重要な事象に関しては、財務部門を通じて会計監査人へ情報を提供し、必要に応じて指導、助言を得る等、相互連携にも努めております。

当期においてはグループ経営計画と部門活動計画の整合性と部門運営管理を重点監査項目とし、グループ内34箇所の監査を実施しております。また、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」について、全社レベル統制、業務プロセス統制、決算財務報告プロセス統制、IT全般統制に関して、当社および各グループ会社の有効性評価を行っております。

⑤ 監査役監査

監査役監査は、常勤監査役3名を含む5名の監査役（うち、3名は社外監査役）により実施しております。各監査役は取締役会に出席し、常勤監査役はその他重要な会議にも出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認するとともに、取締役の職務の執行に関して直接意見を述べております。また、監査役が取締役会、グループ経営戦略会議、その他重要な会議に出席することにより、取締役および使用人等から当社ならびに各グループ会社に関する会社経営および事業運営上の重要な事項の報告を受けております。

各監査役は監査計画に基づき当社および各グループ会社の監査を実施し、代表取締役との定期的な会議（4回実施）の際に報告のうえ情報共有を行っております。また、定期的な会議を取締役（3回実施）、会計監査人（11回実施）、内部監査部門（17回実施）ならびに各グループ会社の監査役（グループ監査役連絡会、2回実施）と持ち、より広範な情報共有と意見交換を行い、監査の充実と実効性の向上に努めております。

当期においては、監査役会を13回実施し、監査方針、監査に関する重要事項の報告および協議または決議を行っております。

業務執行部門から独立した「監査役室」を監査役会の直轄下に設置しており、監査役の専任スタッフは監査役の指揮命令で職務を行っております。なお、監査役スタッフの人事等は監査役と協議のうえ決定されております。

内部通報については、重要項目について定期的に「グループESG経営推進会議」および監査役に報告され、通報者保護については、社内規則に明記し適切に運用されております。

監査役の職務の執行において生じる費用については、監査役の請求に従い、会社法の定めに基づき適切に処理され、監査の実効性は担保されております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	467,601	404,065	135,971	△56,512	951,125
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△23,521		△23,521
親会社株主に帰属する 当期純利益			153,027		153,027
自己株式の取得				△39	△39
自己株式の処分		△0		1	1
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△9,265			△9,265
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△9,265	129,506	△38	120,203
当期末残高	467,601	394,800	265,477	△56,550	1,071,328

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	41,360	59,782	3,677	△11,436	93,383	8,119	1,052,627
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△23,521
親会社株主に帰属する 当期純利益							153,027
自己株式の取得							△39
自己株式の処分							1
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△9,265
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△5,878	△33,458	294	4,648	△34,394	1,659	△32,735
連結会計年度中の変動額合計	△5,878	△33,458	294	4,648	△34,394	1,659	87,468
当期末残高	35,482	26,324	3,971	△6,788	58,989	9,778	1,140,095

連 結 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

・連結子会社の数 57社

・主要な連結子会社の名称

全日本空輸(株)

(株)エアージャパン

ANAウイングス(株)

Peach Aviation(株)

(株)ANA Cargo

(株)OCS

ANAシステムズ(株)

ANA X(株)

全日空商事(株)

・連結範囲の異動状況

新規：2社

AH-GB未来創造投資事業有限責任組合

ANAスカイビルサービス沖縄(株)

②非連結子会社の状況

・非連結子会社の数 85社

・主要な非連結子会社の名称

ANA Digital Gate(株)

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めていません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

・持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 13社

・主要な会社の名称 空港施設(株)
(株)ジャムコ

②持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

・持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の数 107社

・主要な会社の名称 ANA Digital Gate(株)

・持分法を適用しない理由

持分法非適用子会社及び関連会社はいずれも小規模であり、純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、欧西愛司物流（上海）有限公司他子会社4社は、決算日が12月31日であり、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の計算書類を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合は、連結上必要な調整を行っています。なお、連結子会社のうち、OCS Hong Kong Co., Ltd.は、決算日を従来の3月31日から12月31日に変更したことに伴い、当連結会計年度は2024年4月1日から2024年12月31日までの9ヶ月間を連結しています。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

ハ. デリバティブ

時価法

ニ. 棚卸資産

主として移動平均法による原価法

連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物 主として定額法

なお、耐用年数は主として3～50年です。

航空機 主として定額法

なお、耐用年数は主として9～25年です。

その他 主として定額法

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しています。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

ロ．賞与引当金

従業員への賞与の支給にあてるため、支給見込額基準により計上しています。

ハ．役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えて、役員及び執行役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

④収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。当社グループは主な収益を航空事業、航空関連事業、旅行事業、商社事業、及びその他から生じる収益と認識しています。

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する。

主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下の通りです。

イ. 航空事業

・ 旅客収入

主に航空機による旅客輸送サービスから得られる収入であり、当社グループは運送約款等に基づき、顧客に対して国際線及び国内線の航空輸送サービスの提供を行う義務を負っており、収益は輸送サービス提供時に認識しています。販売に当たっては、販売実績に応じた割戻の支払いを行うことがある為、取引の対価には変動が生じる可能性があります。また取引の対価は、通常、履行義務の充足前に前もって受領しています。

・ 貨物収入及び郵便収入

主に航空機による貨物及び郵便の輸送サービスから得られる収入であり、当社グループは運送約款等に基づき、顧客に対して国際線及び国内線に係る貨物及び郵便の輸送サービスを行う義務を負っており、収益は輸送サービス提供時に認識しています。販売に当たっては、販売実績に応じた割戻の支払いを行うことがある為、取引の対価には変動が生じる可能性があります。また取引の対価は、通常貨物及び郵便の航空輸送役務の完了後に受領しています。

・ その他

当社グループは、会員制プログラムの「ANAマイレージクラブ」を運営しています。当プログラムは会員のお客様に当社便の利用や提携他社のサービス利用等に応じてポイント（マイル、スカイコイン等）を付与しています。付与されたマイルは当社又は提携会社（提携航空会社を含む）から提供される財又はサービスと交換することができます。ポイントの主な要素はマイルであり、付与したマイルは追加の財又はサービスを将来購入できるオプションとして、別個に履行義務を識別しています。その結果、マイルに対して配分された取引価格は、マイルの付与時点に契約負債として認識し、マイルと交換される財又はサービスの利用時又はマイルの失効時に収益を認識しています。取引価格は契約に含まれる履行義務ごとの独立販売価格の比率に基づいて配分され、マイルの独立販売価格は、お客様がマイルの利用に際して選択する財又はサービスの構成割合や失効見込み分を考慮して見積っています。

ロ. 航空関連事業

航空事業に付随する空港地上支援業務、航空機整備やシステム開発等のサービスの提供を航空運送事業者との契約等に基づいて実施する義務を負っています。収益はサービス提供に伴い、主に一定期間にわたって認識しています。

ハ、旅行事業

国内及び海外旅行の企画販売から得られる収入です。当社グループは、標準旅行業約款等に基づき、企画した旅行商品について、旅行者が運送、宿泊やその他の旅行に関するサービスの提供を受けられるように手配し、旅程を管理する義務を負っており、収益はサービスの提供に伴い一定期間にわたって認識しています。また、取引の対価は主に、履行義務の充足前に受領しています。

ニ、商社事業

航空関連資材等の輸出入及び店舗・通信販売等から得られる収入であり、主に顧客への物品の引き渡しにより履行義務を充足し、履行義務の充足時に収益を認識しています。

ホ、その他

ビル管理、人材派遣、研修事業等から得られる収入であり、当該サービス提供に伴い、一定期間にわたり収益を認識しています。

⑤繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しています。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

⑦重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を採用しています。

さらに、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しています。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引

(主として為替予約取引、金利スワップ取引、商品スワップ取引及び商品オプション取引)

ヘッジ対象…借入金、航空燃料、外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

当社及び連結子会社は取引権限及び取引限度額を定めた社内管理規程に基づき、通貨、金利及び商品の市場相場変動に対するリスク回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行っていません。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断することとしています。

ただし、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約等については、有効性の評価を省略しています。

⑧のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度から10～15年間で均等償却しています。

⑨退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しています。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響は軽微です。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

（重要な会計上の見積り）

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	190,747百万円
--------	------------

②見積りの内容に関するその他の情報

当社グループは、2020年度及び2021年度に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い航空旅客需要が減少した影響等により、税務上の繰越欠損金を計上しました。当連結会計年度では、税務上の繰越欠損金等に係る繰延税金資産を190,747百万円計上しています。

当社及び一部の国内連結子会社はグループ通算制度を適用しています。グループ通算制度の適用対象法人（通算法人）において、法人税（国税）は通算グループ全体の将来課税所得等に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断し、地方税は各通算法人の将来課税所得等に基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しています。税務上の繰越欠損金については、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しています。

通算グループ全体の繰延税金資産の回収可能性判断に関して、将来課税所得の見積りは、2026年3月期の「連結業績予想」ならびに「2023-2025年度 A N A グループ中期経営戦略」を基礎として行っています。

事業環境の変化等による前提の変更が生じる場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 自社ポイント制度に係る収益認識

① 連結計算書類に計上した金額

契約負債	167,708百万円
------	------------

② 見積りの内容に関するその他の情報

当社グループは、会員制プログラムの「ANAマイレージクラブ」を運営しており、当社便の利用や提携他社のサービス利用等に応じてポイント（マイル、スカイコイン等）を付与しています。付与されたポイントは当社又は提携会社（提携航空会社を含む）から提供される財又はサービスを将来購入できるオプションとして、別個に履行義務を識別しています。

ポイントに対して配分された取引価格は付与時点では契約負債として認識し、ポイントと交換される財又はサービスの利用時又は失効時に収益を認識しています。

取引価格は契約に含まれる履行義務ごとの独立販売価格の比率に基づいて配分され、ポイントの独立販売価格は、お客様が利用に際して選択する財又はサービスの構成割合や失効見込み分を考慮して見積っています。

当該見積りの内容は不確実性が高く、選択する財又はサービスの構成割合や失効見込みが大きく変化した場合は、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

(取締役に対する株式報酬制度)

当社は、業績並びに企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、株式報酬制度として信託（以下「株式交付信託」という。）を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

(1) 取引の概要

株式交付信託は、当社が拠出する金銭を取締役報酬等の原資として当社株式を取得し、業績目標の達成度等に応じて当社株式を取締役に交付する仕組みです。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度1,135百万円、367千株、当連結会計年度1,135百万円、367千株です。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、前連結会計年度に係る連結計算書類で開示している（追加情報）について、2025年5月19日付で日本貨物航空株式会社（以下「NCA」という。）と株式交換契約変更契約を締結し、当社を株式交換完全親会社、NCAを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）の効力発生日を2025年7月1日に変更しました。

なお、本株式交換は、関係当局の認可等を得られることを前提としており、中国の関係当局による企業結合審査の完了までに要する時間等を勘案した結果、本株式交換の効力発生日を変更することにしました。

(1) 株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称	日本貨物航空株式会社
事業の内容	航空運送事業等

(2) 本株式交換の目的

株式交換によりNCAを完全子会社化することが、当社グループの収益性を高め、成長戦略を加速する最善の策であると考えています。日本最大の国際線旅客便ネットワークを活用する当社グループの貨物事業とNCAの持つ大型貨物機を将来的に統合・再編することで、サプライチェーンの高度化に対応し得る高品質かつ競争力のある航空貨物輸送サービスの提供が可能となり、物流の世界において空からはじまる多様な価値提供を行い社会に貢献することを目指していきます。

(3) 本株式交換の効力発生日

2025年7月1日（予定）

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形及び営業未収入金の内訳

受取手形	187百万円
営業未収入金	246,463百万円
計	246,650百万円

(2) 担保に供している資産

リース債権及びリース投資資産	5,839百万円
建物	1,567百万円
航空機(予備部品を含む)	597,606百万円
投資有価証券	6,695百万円
長期貸付金	3,051百万円
その他	238百万円
計	614,999百万円

上記の物件は、長期借入金（１年内返済予定含む）496,919百万円その他、関連会社等の債務に対して担保に供しています。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,391,081百万円

(4) 保証債務

金融機関からの借入等に対する債務保証

従業員	407百万円
OCS Korea Co., Ltd.	3百万円
上海百福東方国際物流有限責任公司	238百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	千株 484,293	千株 －	千株 －	千株 484,293

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	千株 14,224	千株 106	千株 0	千株 14,330

- (注) 1. 自己株式の増加106千株は、譲渡制限付株式の従業員からの無償取得93千株、単元未満株式の買取13千株を加算したものです。
2. 自己株式の減少0千株は、単元未満株主からの買増請求による0千株を減算したものです。
3. 自己株式については、株式交付信託が所有する367千株を含めています。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2024年6月27日開催の第79回定時株主総会において、次のとおり決議し承認されました。

- ・ 配当金の総額 23,528百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当金額 50円
- ・ 基準日 2024年3月31日
- ・ 効力発生日 2024年6月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月27日開催の第80回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しています。

- ・ 配当金の総額 28,227百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当金額 60円
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月30日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入のほか、社債やリース等により資金を調達しています。営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、グループ各社の社内規程等に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っています。借入金及び社債の使途は主として設備投資資金であり、転換社債型新株予約権付社債の使途は設備投資資金及び有利子負債返済のための資金です。また、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照 表 計 上 額 (注1)	時価 (注1)	差額
投資有価証券(注2)	118,805	120,269	1,464
社債(1年内償還予定の社債含む)	(155,000)	(138,033)	△16,967
転換社債型新株予約権付社債 (1年内償還予定の転換社債型新株 予約権付社債含む)	(150,000)	(162,600)	12,600
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	(959,076)	(914,060)	△45,016
デリバティブ取引	38,144	38,144	—

※「現金及び預金」「受取手形及び営業未収入金」「有価証券(譲渡性預金等)」「営業未払金」

「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

※市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式等	31,320

(注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しています。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しています。

2. 投資有価証券(債券)に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	97,619	—	—	97,619
デリバティブ				
通貨関連	—	43,537	—	43,537
商品関連	—	△5,393	—	△5,393
資産計	97,619	38,144	—	135,763

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	16,084	—	—	16,084
満期保有目的の債券				
社債	—	—	6,566	6,566
資産計	16,084	—	6,566	22,650
社債				
(1年内償還予定の社債含む)	—	138,033	—	138,033
転換社債型新株予約権付社債				
(1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債含む)	—	162,600	—	162,600
長期借入金				
(1年内返済予定の長期借入金含む)	—	514,060	400,000	914,060
負債計	—	814,693	400,000	1,214,693

③時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・資産

投資有価証券

株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。社債は見積り将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なためその時価をレベル3の時価に分類しています。

デリバティブ

燃油先物、為替予約等のデリバティブ取引を行っています。デリバティブの時価は金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

・負債

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価については元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。一部の長期借入金に関しては、契約条件、信用スプレッド等の時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なためその時価をレベル3の時価に分類しています。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント（注1）				その他 （注2）	計	内部取引 調整	合計
	航空 事業	航空関連 事業	旅行 事業	商社 事業				
国際線								
旅客収入	805,530	—	—	—	—	805,530	—	—
貨物収入	187,332	—	—	—	—	187,332	—	—
郵便収入	4,911	—	—	—	—	4,911	—	—
小計	997,773	—	—	—	—	997,773	—	—
国内線								
旅客収入	703,991	—	—	—	—	703,991	—	—
貨物収入	23,032	—	—	—	—	23,032	—	—
郵便収入	2,645	—	—	—	—	2,645	—	—
小計	729,668	—	—	—	—	729,668	—	—
Peach収入	139,321					139,321		
AirJapan収入	11,710	—	—	—	—	11,710	—	—
航空関連収入	—	337,270	—	—	—	337,270	—	—
パッケージ商品 収入（国内）	—	—	37,696	—	—	37,696	—	—
パッケージ商品 収入（国際）	—	—	5,312	—	—	5,312	—	—
商社事業収入	—	—	—	129,999	—	129,999	—	—
その他	180,307	—	30,563	—	45,517	256,387	—	—
合計	2,058,779	337,270	73,571	129,999	45,517	2,645,136	△383,280	2,261,856
顧客との契約から 生じる収益								2,243,727
その他の収益 （注3）								18,129

(注) 1. 報告セグメントの金額はセグメント間連結消去前の金額です。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、施設管理、ビジネスサポート他の事業を含んでいます。

3. その他収益の内訳は企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれています。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

契約負債は、主に役務提供時に収益を認識する航空運送契約及び旅行契約について、顧客からの前受対価に関連するもの及び当社便の利用や提携他社のサービス利用等に応じて付与するマイルの未行使分に関連するものです。

なお、当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は371,051百万円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は526,111百万円です。

顧客からの前受対価及び将来顧客が行使することが見込まれるマイルに係る残存履行義務に配分した取引価格等について、今後3年以内に収益の認識が見込まれる総額は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	437,322
1年超2年以内	57,314
2年超3年以内	25,922
合計	520,558

10. 企業結合等に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,405円12銭

(2) 1株当たり当期純利益 325円58銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,266,550
現金及び預金	390,434
営業未収入金	18,233
リース投資資産	3,510
リース債権	5,839
有価証券	761,709
前払費用	8,037
営業外未収入金	5,748
その他	73,038
固定資産	1,524,694
有形固定資産	1,123,019
建物	47,159
構築物	1,416
航空機	808,913
機械及び装置	355
工具、器具及び備品	241
土地	44,755
建設仮勘定	220,178
無形固定資産	83
ソフトウェア	82
その他	0
投資その他の資産	401,591
投資有価証券	117,408
関係会社株式	96,750
長期貸付金	127,943
繰延税金資産	38,725
その他	25,494
貸倒引当金	△4,730
繰延資産	430
社債発行費	430
資産合計	2,791,675

科目	金額
負債の部	
流動負債	497,341
営業未払金	3,639
短期借入金	171,559
1年内返済予定の長期借入金	266,602
1年内償還予定の社債	30,000
リース債務	440
未払費用	6,783
未払法人税等	2,745
その他	15,569
固定負債	996,428
社債	125,000
転換社債型新株予約権付社債	150,000
長期借入金	689,770
リース債務	31
役員退職慰労引当金	67
資産除去債務	410
その他	31,147
負債合計	1,493,769
純資産の部	
株主資本	1,242,692
資本金	467,601
資本剰余金	413,663
資本準備金	402,625
その他資本剰余金	11,038
利益剰余金	417,145
その他利益剰余金	417,145
繰越利益剰余金	417,145
自己株式	△55,718
評価・換算差額等	55,213
その他有価証券評価差額金	32,989
繰延ヘッジ損益	22,224
純資産合計	1,297,906
負債純資産合計	2,791,675

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	211,066
賃貸収益	204,714
関係会社受取配当金	5,277
その他	1,074
営業原価	147,863
営業総利益	63,203
一般管理費	17,066
営業利益	46,136
営業外収益	20,709
受取利息及び配当金	6,496
為替差益	5,100
資産売却益	258
補償金	8,247
その他	605
営業外費用	25,562
支払利息	23,382
資産除却損	1,519
その他	660
経常利益	41,284
特別利益	325
投資有価証券売却益	325
特別損失	3,924
貸倒引当金繰入額	3,924
税引前当期純利益	37,685
法人税、住民税及び事業税	8,698
法人税等調整額	△1,212
当期純利益	30,200

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	467,601	402,625	11,038	413,663	410,473	410,473	△55,681	1,236,057
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△23,528	△23,528		△23,528
当期純利益					30,200	30,200		30,200
自己株式の取得							△39	△39
自己株式の処分			△0	△0			1	1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								—
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	6,672	6,672	△38	6,634
当期末残高	467,601	402,625	11,038	413,663	417,145	417,145	△55,718	1,242,692

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	37,881	33,023	70,905	1,306,963
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△23,528
当期純利益				30,200
自己株式の取得				△39
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△4,892	△10,799	△15,691	△15,691
事業年度中の変動額合計	△4,892	△10,799	△15,691	△9,057
当期末残高	32,989	22,224	55,213	1,297,906

個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物 定額法

なお、耐用年数は主として3～50年です。

航空機 定額法

なお、耐用年数は主として9～25年です。

その他 主として定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支出に備えて、執行役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

①賃貸収益

当社の賃貸収益は主に重要な子会社である全日本空輸株式会社への航空機及び不動産の賃貸による収入です。これらは「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）」によって収益を認識しています。

②関係会社受取配当金

関係会社受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益を認識しています。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しています。

(7) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しています。

(8) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を採用しています。

さらに、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引

(主として為替予約取引、金利スワップ取引)

ヘッジ対象…借入金、外貨建予定取引

③ヘッジ方針

当社の内部規程である「ヘッジ取引に係わるリスク管理規程」及び「ヘッジ取引に係わるリスク管理取扱要領」に基づき、通貨及び金利の市場相場変動に対するリスク回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行っていません。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断することとしています。

ただし、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約等については、有効性の評価を省略しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（重要な会計上の見積り）

(1) 繰延税金資産の回収可能性

計算書類に計上した金額

繰延税金資産

38,725百万円

(2) 見積りの内容に関するその他の情報

見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報については、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 追加情報

（取締役に対する株式報酬制度）

取締役に対する株式報酬制度については、連結注記表「5. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

リース債権	5,839百万円
建物	1,567百万円
航空機	493,020百万円
投資有価証券	6,695百万円
長期貸付金	3,051百万円
計	510,175百万円

上記の物件は、長期借入金（１年内返済予定含む）496,207百万円その他、関連会社等の債務に対して担保に供しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,030,858百万円

(3) 保証債務

金融機関からの借入等に対する債務保証

全日本空輸(株) 3,500百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び債務

①短期金銭債権 61,736百万円

②短期金銭債務 104,701百万円

③長期金銭債権 131,867百万円

④長期金銭債務 51百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業収益 208,966百万円

②営業費用 4,093百万円

③営業取引以外の取引高 2,049百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 当 末 の 株 式 数
普 通 株 式	千株 14,094	千株 106	千株 0	千株 14,200

(注) 1. 自己株式の増加106千株は、譲渡制限付株式の従業員からの無償取得93千株、単元未満株式の買取13千株を加算したものです。

2. 自己株式の減少0千株は、単元未満株主からの買増請求による0千株を減算したものです。

3. 自己株式については、株式交付信託が所有する当社株式367千株を含めています。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度
(2025年3月31日)

繰延税金資産

会社分割に伴う関係会社株式	44,596百万円
長期前受収益	6,310百万円
投資有価証券評価損	3,094百万円
関係会社株式評価損	2,895百万円
その他	11,634百万円

繰延税金資産小計	68,531百万円
----------	-----------

評価性引当額	△3,754百万円
--------	-----------

繰延税金資産合計	64,776百万円
----------	-----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△14,221百万円
繰延ヘッジ損益	△9,957百万円
その他	△1,872百万円

繰延税金負債合計	△26,051百万円
----------	------------

繰延税金資産の純額	38,725百万円
-----------	-----------

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合 又は被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	全日本空輸(株)	所有割合 直接 100%	事業資産賃貸 保証債務 資金の賃貸借 担保の受け入れ 役員の兼務	航空機及び予備 エンジン等の賃貸料 (注1)	177,137	営業未収入金	15,862
				債務保証 (注2)	3,500	-	-
				取引高 (注3)	211,317	長期貸付金 (1年以内含む) (注3)	149,632
				利息の受取 (注3)	1,730		
				担保の受け入れ (注4)	104,585	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社と全日本空輸(株)は、航空機賃貸借契約を締結しており航空機等の賃貸料は交渉の上決定しています。
2. 金融機関からの借入金等に対する債務及び全日本空輸(株)の燃油に係るデリバティブ取引から生じる債務を保証しています。
3. ANAグループ内の資金を一元管理するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しています。取引高は期中の平均残高を記載しています。
4. 金融機関からの借入に対し、担保の提供を受けています。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,760円95銭
(2) 1株当たり当期純利益	64円24銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

A N A ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

嶋 原 泰 貴

公認会計士

向 井 基 信

公認会計士

越 後 大 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、A N Aホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上